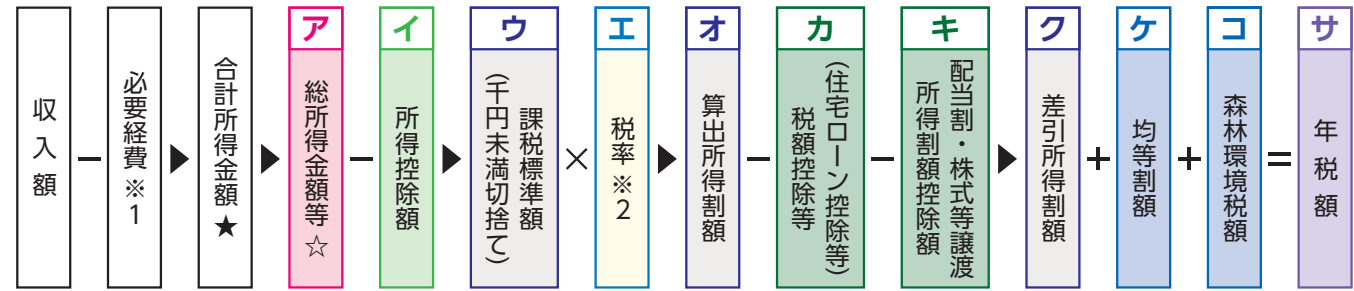


7. 納税通知書見本とその内容

特別区民税・都民税・森林環境税の計算の考え方



※1 給与収入の場合は、給与所得控除額を差し引きます。公的年金等収入の場合は、公的年金控除額を差し引きます。
「ア、所得金額」もあわせてご確認ください。

※2 申告分離課税は、給与等の他の所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。

★合計所得金額…損益通算(注)後の各所得金額の合計額をいいます。
ただし

- 申告分離課税所得は、特別控除を差し引く前の所得金額
- 総合長期譲渡所得と一時所得は、合計額の2分の1の金額
- 損失の繰越控除を差し引く前の金額で計算します。

(注) 損益通算とは、不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の金額の計算上生じた損失について、一定の順序により他の所得金額から控除することです。

☆総所得金額等…合計所得金額から繰り越すことが認められている前年度以前の損失額を差し引いた金額

ア 所得金額…収入金額から必要経費を差し引いた金額

(1) 給与等に係る所得の金額は以下のとおりです。

給与収入の合計額	給与所得金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額－650,000円
※1,900,000円～3,599,999円	a×4×0.7－80,000円
※3,600,000円～6,599,999円	a×4×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

※ 収入金額の区分(1,900,000円～6,599,999円)において、給与収入の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた算出額をaとします。
★令和3年度より、所得金額調整控除が創設されました。詳細は区のホームページをご覧ください。

(2) 公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金・厚生年金基金等)に係る雑所得の金額は以下のとおりです。

65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)		65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれ)	
年金収入額(b)	公的年金に係る雑所得の金額	年金収入額(b)	公的年金に係る雑所得の金額
1,100,000円以下	0円	600,000円以下	0円
1,100,001円～3,299,999円	b－1,100,000円	600,001円～1,299,999円	b－600,000円
3,300,000円～4,099,999円	b×0.75－275,000円	1,300,000円～4,099,999円	b×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	b×0.85－685,000円	4,100,000円～7,699,999円	b×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	b×0.95－1,455,000円	7,700,000円～9,999,999円	b×0.95－1,455,000円
10,000,000円以上	b－1,955,000円	10,000,000円以上	b－1,955,000円

★公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円～2,000万円以下の場合、公的年金等雑所得の金額に10万円を加算。
★公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額が2,000万円1円以上の場合、公的年金等雑所得の金額に20万円を加算。

ウ 課税標準額

住民税を計算する上で基礎となる金額です。

エ 税率

一般的な税率は、特別区民税＝6%、都民税＝4%です。
分離課税の税率は下表のとおりです。

課税される所得の種類	特別区民税	都民税
土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得(国・地方公共団体等への譲渡)、一般株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等	3%	2%
上場株式等に係る譲渡所得、上場株式等の配当所得等	3%	2%
土地、建物等の短期譲渡所得	5.4%	3.6%

ケ 均等割額

前の年に一定以上の合計所得金額がある場合、一律に4,000円の均等割が課税されます。
(特別区民税3,000円、都民税1,000円)

コ 森林環境税額

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、年額1,000円が課税されます。

通知見本 ※印字内容等は各人により異なります。

1 令和8年1月1日の氏名・住所です。
※住民税は、相当年度の1月1日の住所の区市町村で課税されます。

お問合せの際は、赤枠内に印字されている「お問い合わせ番号」と「令和8年度の納税通知書であること」をお知らせください。

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書

賦課期日住所・氏名
1 154-8766
世田谷区世田谷4-21-27

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
新規	XXXXX	0	XXXXX

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
納期日	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
新規	XXXXXX	XXXXXX	XXXXX	XXXXX
充当額	0	0	0	0

差引	XXXXXX	XXXXXX	XXXXX	XXXXX
----	--------	--------	-------	-------

▼一括で納めていただく場合
※一括での納付をご希望の金額、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
公的年金の種類 支払者の名称 支払者の法人番号	XXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX	0	0

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
新規	XXXX	XXXX	XXXX

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
年金より特別徴収される額	XXXX	XXXX	XXXX

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税課税明細書 (単位:円)

所得金額等	所得金額等	所得金額等	所得金額等
給与収入 公的年金等収入 XXXXXXX所得 XXXXXXX所得	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX

所得金額等	所得金額等	所得金額等	所得金額等
給与収入 公的年金等収入 XXXXXXX所得 XXXXXXX所得	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX

所得金額等	所得金額等	所得金額等	所得金額等
給与収入 公的年金等収入 XXXXXXX所得 XXXXXXX所得	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX

所得金額等	所得金額等	所得金額等	所得金額等
給与収入 公的年金等収入 XXXXXXX所得 XXXXXXX所得	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX	XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX XXXXXXX

充当・還付になる配当割・株式譲渡と所得割額は、年税額に充当し、充当しきれない金額がある場合は、後日、納税課より還付(充当)通知をお送りします。

イ 所得控除額…所得控除とは、納税者の実情に応じた税負担を求め、個々の事情を考慮して所得金額から一定の金額を差し引くものです。

- (1) 配偶者控除は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、以下の所得控除を受けられます。
- (2) 配偶者特別控除は、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下133万円以下の場合、以下の所得控除を受けられます。
◇「同一生計配偶者」：納税者本人と生計を一とする、合計所得金額が58万円以下の配偶者。 ※同一生計配偶者の有無は、通知書に記載されていません。

控除の種類・配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額					
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超 1,050万円以下	1,050万円超 1,100万円以下	1,100万円超 1,150万円以下
配偶者控除	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
配偶者特別控除	38万円	10万円	6万円	13万円	7万円	0円

(3) 扶養控除は、納税者に控除対象扶養親族となる人がいる場合に、その合計所得金額が58万円以下の場合以下の控除を受けられます。

控除の種類	特定親族の合計所得金額		納税義務者の特定親族特別控除額	
	58万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	45万円	41万円
扶養控除	33万円	5万円	31万円	31万円
扶養控除	45万円	18万円	21万円	21万円
扶養控除	38万円	10万円	11万円	11万円
扶養控除	45万円	13万円	6万円	6万円

※平成22.1.2以後生まれの方は、扶養控除の対象になりません。

(5) 基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて以下の控除を受けられます。

合計所得金額	控除額	所得税との人的控除差調整額
2,400万円以下	43万円	※5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	※5万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	※5万円
2,500万円超	適用なし(適用なし)	※5万円

※税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額を適用

※税制改正前(令和2年度まで)の寡婦控除の差額を適用

7 この欄に記載がある場合、年金特別徴収該当です。

8 ⑦⑧欄すべてに金額(0円以外)が記載されている方が納付書は同封されず、年金から住民税が差し引かれます。

⑦欄すべてに0円と記載され、⑧欄すべてに金額(0円以外)が記載されている方が1期、2期は個人納付、残りの税額は10月・12月・2月の年金から差し引かれます。

9 令和9年4月・6月・8月の年金から令和9年度の住民税として仮徴収される金額です。

【公的年金から特別徴収される額について】

この納税通知書に記載された税額が、年金保険者(日本年金機構等)から送付される年金振込通知書等に反映されるまでには、制度上、一定の日数がかかります。そのため、6月または8月に送付される年金保険者からの年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映されていない場合がありますのでご注意ください。

なお、10月に送付される年金振込通知書等には、この納税通知書の内容が反映される予定です。

また、この納税通知書と年金振込通知書等に記載された税額が異なっていることにより、公的年金からの差引き(特別徴収)額が多すぎた場合には、後日、納税課より還付または充当の通知書を送付します。
※公的年金からの特別徴収の制度や前年度特別徴収された方については、3頁をご覧ください。

(7) 生命保険料控除は、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合に、以下の金額の控除を受けることができます。

支払った保険料の区分	計算の適用表	
	個人年金保険料	一般生命保険料
「新契約」のみ	表A	表B
「旧契約」のみ	表B	表A
「新契約」と「旧契約」の両方	表A	表B

支払保険料の合計額	控除額	支払保険料の合計額	控除額
12,000円以下	支払保険料全額	15,000円以下	支払保険料全額
12,001円～32,000円	支払保険料×2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×2+7,500円
32,001円～56,000円	支払保険料×4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×4+17,500円
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円

(8) 地震保険料控除は、地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合に、以下の金額の控除を受けることができます。

種類	支払保険料の合計額	控除額
地震保険料	50,000円以下	(支払保険料)×2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料全額
	5,001円～15,000円	(支払保険料)×2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

※地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある方は、上表により個別に計算し、その合計額を控除額とします。(限度額25,000円)

(9) その他、人的控除以外の控除

控除の種類	控除の内容	控除額
雑控除	災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合、一定の金額の控除を受けることができます。	次のいずれか多い金額 ①(損害額-保険金等による補てん額)-総所得金額の10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者本人や生計を一にする親族の医療費または、特定一般用医薬品等購入費について、支払額が一定額を超えるときは控除を受けられます。	通常 医療費の実負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)【限度額200万円】 特別 特定一般用医薬品等購入費の実負担額-12,000円【限度額88,000円】
社会保険料控除	健康保険料、年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料を支払った場合に、その年に払った金額を控除します。	支払った社会保険料全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養費給付金の掛金を支払った場合、その年に支払った金額を控除します。	支払った掛金全額

カキ 税額控除…課税標準額に税率をかけて算出された税額から差し引かれるものです。

(1) 調整控除
所得割と住民税の人的控除額(扶養控除・基礎控除等)の差に基づく負担増を調整するため、特別区民税・算出所得割額と都民税・算出所得割額から次の額が控除されます。
なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除額の適用はありません。

住民税の合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下	以下のいずれか少ない金額の5%(特別区民税3%・都民税2%) ①所得割との人的控除差調整額の合計 ②住民税の合計課税所得金額
200万円を超える	(人的控除差調整額の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円)×5%)(特別区民税3%・都民税2%)。ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(特別区民税1,500円・都民税1,000円)となります。

※合計課税所得金額…課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額

(2) 配当控除 ※申告分離の配当については適用がありません。
総所得金額の中に対象となる株式の配当等の所得がある場合には、算出した所得割額から配当所得の金額に以下の表の該当する率(%)を乗じた金額を差し引きます。

種類	課税所得金額			
	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建証券等投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除
所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、かつ所得税では控除可能額が控除しきれなかった場合、下記①、②のいずれか少ない金額に下欄の割合を乗じた金額が控除されます。

所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、かつ所得税では控除可能額が控除しきれなかった場合、下記①、②のいずれか少ない金額に下欄の割合を乗じた金額が控除されます。	割合
平成28年から令和3年(第1)までに居住を開始した場合	90%
平成28年から令和3年までに居住を開始し、かつ特定取組又は特定取組(第2)に該当する場合	49.16%
平成28年から令和3年までに居住を開始し、かつ特定取組又は特定取組(第2)に該当する場合	44.055%

※1 令和4年中に入居した人のうち、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%、かつ一定期間内(新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築の場合は令和2年12月から令和3年11月)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成28年から令和3年までに居住を開始し(※2)の条件を満たす場合の控除限度額に同じし。
※2 居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等。

(4) 寄附金税額控除
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の特別区民税は6%、都民税は4%に相当する金額。
① 都道府県、区市町村に対する寄附金
② 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として東京都又は世田谷区の条例で定めるもの
ただし、①のうち特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に「表1」の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額(所得割額(調整控除適用後)の20%に相当する金額)を超えるときは、その20%に相当する金額を特別控除として計算した金額。
寄附金税額控除申告特別(ふるさと納付システムソフト特例)制度の適用がある場合は、上記の特別控除額を加算するほか、特別控除額に「表2」の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額

課税総所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%

課税総所得金額から所得税との人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	79.79分の10.21
330万円超 695万円以下	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

※調整控除と同じ人的控除の差額と所得税の基礎控除から48万円を控除した額(0円未満の場合は0円)の合計額

(5) 外国税額控除
外国に源泉がある所得については、その国の法令によって所得税・住民税が課せられるとき、国際間で二重課税を調整するため一定の方法により外国税額控除を行います。

(6) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除
所得割額より控除しきれなかった配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除は、充当または還付します。